

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和7年4月1日～令和7年6月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
ユニティ株式会社	北海道札幌市中央区北6条西22丁目2-3	令和7年4月16日	令和7年5月16日	1ヶ月	工事要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	ユニティ株式会社は、航空自衛隊第2航空団が発注した「空調機の設置」において、内容が管工事の種類に該当する建設工事であるにもかかわらず、管工事業の許可を有しないまま契約を締結した。そのため、建設業法第28条第1項第2号に該当するものとして、令和7年3月8日、北海道知事より監督処分を受けた。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。